

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省29-7-2)

施策名	7-2 商取引安全	担当部局名	商務・サービスグループ参事官室(商品市場整備担当)/商取引監督課	政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策の概要	商品先物取引法、割賦販売法等の関連法令を整備し、適切な執行を行うことで、商取引の適正化を行う。			政策体系上の位置付け	7 生活安全
達成すべき目標	商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現する。		目標設定の考え方・根拠	割賦販売法、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律	
施策の予算額(執行額) (百万円)	26年度	27年度	28年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)
	531の内数 (447の内数)	1,434の内数 (652の内数)	466の内数		

【測定指標】

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 クレジット取引に関する相談件数(百件)	400程度	28年度	前年度比で減少	32年度	-	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	消費者被害の発生の度合いを見ることにより、法の適切な執行が行われているかの測定が可能であり、また、消費者被害の発生の度合いは、消費者からの相談件数に直結すると考えられるため、当該測定指標を設定。また、目標値については、相談の内容にもよるために一概には言えないものの、前年度より相談件数が減少することは、一般的に法が適切に執行された一つの目安と考えられる。
2 商品取引に関する相談件数	600程度	28年度	前年度比で減少	32年度	-	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	
3 割賦販売法の執行状況	割賦販売法の着実な執行(立入検査、報告徴収等)		29年度		消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現するためには、取引が適正に行われるよう制度整備が行われ、またその制度が適切に執行されることが必要である。割賦販売法、商品先物取引法の適切な執行を通じて目標の達成を図っていくことが適切であるため、左記目標を設定。							
4 商品先物取引法の執行状況	商品先物取引法の着実な執行(立入検査、報告徴収等)		29年度									

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成29年 行政事業 レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度					
1 証券監督者国際機構 (IOSCO)分担金	4 (4)	6 (6)	5	平成10年 度	-	近年、世界の金融規制が厳しくなる中、各国の規制当局間の調整や協力を推進する証券監督者国際機構において、公正かつ適正な商品先物市場を保持し、より実効性のある規制を確保することは必要不可欠。国際秩序を維持するための取組により、国内における商品先物市場環境の整備につながるものと言える。	-	0404
2 商取引適正化・製品安全 に係る事業	520 (439)	490 (456)	452	平成21年 度	-	本事業の主たる事業内容は、製品安全関係法の適切な執行や製品事故の試験方法の見直し、製品安全に関する普及・啓発であり、その目的は、製品重大製品事故の減少である。したがって、重大製品事故の報告件数の減数は、本事業の成果を適切に評価する指標である。	7-1 製品安全	0405
3 クレジット取引におけるセ キュリティ対策推進事業	0 (0)	724 (0)	272	平成28年 度	1	本事業を通じてクレジット取引のIC対応化を推進し、偽造カード等による不正利用被害を減少させることで、事業の開始年度である平成28年度の相談件数386件と比べて、クレジット取引に関する相談件数の減少を達成する。	-	0407
4 特定の基金に対する負担 金等の損金算入の特例 (商品先物取引法に基づく 委託者保護基金)	-	-	-	平成21年 度	3	商品先物取引業者が破綻し、委託者に対する資産の返還が出来ない場合に、委託者保護基金はこれを補てんするための財源として委託者保護基金制度を設けている。この制度の財源の維持・充実を図るため、委託者保護基金の会員である商品先物取引業者が納付する負担金について、法人税法上の損金算入を可能とする。	-	-
5 割賦販売法の適切な運用	-	-	-	昭和36年 度	2	割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする法律。	-	-
6 商品先物取引法の適切な 運用	-	-	-	昭和25年 度	3	商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もって国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的とする法律。	-	-
7 商品先物取引業者等の監 督の基本指針の適切な運 用	-	-	-	平成24年 度	3	商品先物取引法における事業者に対する監督指針。	-	-
8 商品投資に係る事業の規 制に関する法律の適切な 運用	-	-	-	平成3年 度	3	商品投資事業(商品市場へ投資を行うファンドの販売又は同市場への投資判断を行う事業)を規制する法律。	-	-
9 犯罪による収益移転防止 に関する法律の適切な運 用	-	-	-	平成19年 度	2.3	特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする法律。	-	-